

犯罪被害者支援におけるソーシャル・サポート・ネットワークに関する一考察
－A県で支援する実践者の語りより－

新 谷 芳 子

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第65号抜刷）

論 文

犯罪被害者支援におけるソーシャル・サポート・ネットワークに関する一考察 —A県で支援する実践者の語りより—

A Study on the Social Support Network for Supporting Crime Victims: Based on a Supporter's Story from Prefecture A

新 谷 芳 子

要 約

犯罪被害者支援は、保健医療や福祉サービスの提供について支援が十分でなく、継ぎ目のない中長期的な支援体制の整備が求められている。本研究は、A県で犯罪被害者支援をする実践者の語りからソーシャル・サポート・ネットワークの概念を用いてネットワークの構造やプロセスを明らかにし、犯罪被害者支援のあり方を検討した。結果、事件直後から中期にかけて県警の専門員がフォーマル・サポートを整えていた。また、ネットワークにはインフォーマル・サポートが入り難いことが明らかになった。

キーワード：犯罪被害者支援、ソーシャル・サポート・ネットワーク、ソーシャル・サポート、ネットワーク

1. 緒言

虐待や性犯罪、交通事故等、犯罪に巻き込まれた犯罪被害者やその家族（以下、犯罪被害者等）は、事実自体の一次被害だけでなく、報道や警察・司法関連、医療従事者、身近な者等の周囲の無理解から受ける付随的被害といった二次被害や、適切な支援が受けられないまま放置されるといった三次被害で身体的・精神的な苦痛を被ることがある（大岡等2007）。犯罪被害者等の精神的不調は、事件事故後から10年以上経過していても深刻であり（大岡2016）、特に援助希求力が低い犯罪被害者等は精神的苦痛や経済的問題といった生活問題に直面し、社会から孤立する危険が高まる。また、犯罪被害は被害者だけでなくその家族にも大きく影響し、一家の生活機能が低下するといったこともある（今井2001）。

犯罪被害者への事件直後の危機介入は、警察を中心に警察官や弁護士、医師、カウンセラーが行う他、各都道府県公安委員会から指定を受けている民間被害者支援団体が電話相談や面接相談、付き添い支援等の支

援をしている。また、犯罪被害者等の総合的対応窓口が全都道府県と政令指定都市、および政令指定都市を除く全国1,697市町村（平成29年4月1日時点）に設置された（警察庁2017）。

しかし、犯罪被害者等は、相談窓口の担当者の言葉に傷つけられたり、制度の申請手続きで窓口を何か所も回ったり、機関や支援団体間のつながりがないため何度も同じ説明をしたり（片岡2019）、保健医療や福祉サービスの提供について配慮した支援が十分でなく、福祉などの関係者には支援に関する理解不足が問題となっている（太田2010）。椎橋（2017）が、地方公共団体と民間の団体が協力し、被害者への生活全般にわたる継ぎ目のない中長期的な支援体制の整備が重要だと言及するように、犯罪被害者等が地域社会で人権に配慮された生活が送れるよう、事件直後だけでなく長期的にも支援が受けられる体制を地域に整備していく必要がある。そこで、犯罪被害者等の多様なニーズに対して組織や地域に働きかけ、インフォーマル・サポートとそれと連携してフォーマル・サポートを活

用し支援活動を発展させるソーシャル・サポート・ネットワークを犯罪被害者等の居住地に構築していくことが重要と考える。

本研究は、A県で犯罪被害者支援に関わる人の語りから、ソーシャル・サポート・ネットワークの概念を用いてネットワークの構造やプロセスを明らかにし、中長期まで視野にいたれた犯罪被害者等の生活支援のあり方について検討する。

なお、本研究における用語について以下の通りとする。ソーシャル・サポートとは、インフォーマルの他にフォーマルからも得られるサポートを含め、環境がもたらすストレスを緩和することを通して身体的、精神的健康を維持・増進し、問題解決への対処行動や新たな環境への適応能力を促進する機能を果たしているもの(成富1986:82)と定義する。ネットワークとは、成員の相互作用性、主体性、対等性、資源交換性、多様性を備えたつながり(松岡1998)と定義し、差異を超えて共通目標の達成を目指して協力する(松岡2001)人々の自主的なつながりを形成するプロセス(Lipnack&Stamps1982・訳正村)をネットワークと定義する。そして、ソーシャル・サポート・ネットワークとは、ある個人を中心に、公的機関や民間組織の専門職といったフォーマルな支援者が、「専門職者でないインフォーマルな援助者、家族、友人、隣人、地区の世話人などの素人の援助者」(小松1986)のインフォーマルなサポート資源を支えながらフォーマルなサポート資源とも結びつけ、共通のソーシャル・サポートで目標を達成するためにネットワークを構築する動き(永見2012)として定義する。また、**犯罪等**は、殺人・殺人未遂や傷害等による暴力、交通事故、性犯罪、DV、児童・高齢者虐待とし、**犯罪被害者等**とは、上記に定義づけた犯罪等により生命・心身に被害を受けた者、もしくはその家族又は遺族と定義する。

II. 研究方法

(1) 調査対象

本研究は、犯罪被害者等の治療にあたる医療関係者や、精神的支援を行うカウンセラー、被害者の権利を

擁護する法的支援を行う弁護士といった機能や役割が明確な支援者以外で、A県において犯罪被害者支援を行っているフォーマルな機関の支援者やインフォーマルとなる大学生を対象に調査した。調査対象の詳細について、犯罪が起きた際、多くの場合、最初の相談窓口となるのが警察である。そこで、A県警で犯罪被害者支援を専門に従事する警察官(以下、県警の専門員)1名、民間被害者支援団体の支援員1名(以下、支援団体の支援員)、当大学の犯罪被害者支援研究室¹⁾に所属する大学生で、大学入学まで犯罪被害者支援経験がなく、犯罪被害者支援研究室を立ち上げてから活動経験にもとづき語ることでできるリーダー、副リーダーを務めていた4名の学生(以下、大学生)を対象とした²⁾。

(2) 調査方法

本研究は質的調査である。調査依頼は、犯罪被害者等に支援している支援者にインタビュー調査を依頼し、同意が得られた者にインタビューガイドに沿って半構造化面接を行った。調査期間は2017年4月～2019年3月である。

インタビューガイドについては、先行研究で支援員の相談対応能力の向上が課題となっていたため、組織に所属する支援員が実際にどのような問題を抱え、どのようにして課題解決を図ろうとしていたのか、ネットワークやソーシャル・サポートが確認できる以下通りの設定した。

〈インタビューガイド〉

- ①支援で困難だったこと。
- ②支援の目的、対象システム・支援内容、および支援者側の環境として所属組織へ働きかけたことや組織で取り組んだ内容や困難だったこと。
- ③インフォーマル・フォーマルな支援者をネットワークするために働きかけたことや取り組んだ内容、困難だった点。
- ④ネットワークすることによってその関係者の特質、内容、接触の頻度、相互関係の構造や機能はどのように変化したか。

(3) 倫理的配慮

協力者には、研究の趣旨、協力は自由意思に基づき行われ途中で辞退できること、個人情報保護、データの管理の方法等についての説明を口頭と文章で行い、同意を得て調査を実施した。また、美作大学美作大学短期大学部研究倫理審査会の承認を得た。(受付番号 30-04)

III. 分析方法

分析方法は、県警の専門員、支援団体の支援員、大学生のそれぞれの逐語録について、データの背後にある意味の流れを読み取ることに着目するためデータを切片せず、文脈を抽出し、段階ごとにまとめて概念化した後、複数の概念間の相互性、関係性をみながらカテゴリー化した。また、ネットワークングの概念とソーシャル・サポートの概念を基礎概念とするソーシャル・サポート・ネットワークを分析枠組として検討した。

IV. 分析と考察

分析結果は、分析テーマとの関連で解釈された結果を【コアカテゴリー】、『カテゴリー』、〈概念〉、「インタビュー中の発言」を用い、ストーリーラインとして以下に記述する。また、本研究ではデータとの確認を継続的に行いながら解釈を確定し、プロセスとして分析するため、考察の要素が含まれることから結果と考察を分けずに記述する。

分析結果、47の〈概念〉と、13の『カテゴリー』、3つの【コアカテゴリー】が生成された。また、県警の専門員、支援団体の支援員、大学生による犯罪被害者支援のプロセスには、犯罪被害者等との関係形成段階、サポーターとの相互の関係形成段階、チームの形成段階、サポーター養成段階があった。

(1) 県警の専門員によるソーシャル・サポート

県警の専門員は『フォーマル・サポートのネットワークづくり』を行っていた。まず、事件直後の犯罪被害者等との関係形成の段階において、県警の専門員は【模索する犯罪被害者等との関係形成】をしていた。犯罪

被害者等との初回面談では〈事件の経緯にそって被害者の思いを直接聞けないことは共感しづらく人間関係構築が困難〉なことが生じていた。それは、事件の経緯を警察の捜査員が聞き、県警の専門員が被害者に直接話を聴けず、信頼関係を築くと言われる共感ができないからである。そこで、犯罪被害者等が事件後の様々な手続き等について、県警の専門員はメリット・デメリットを含めた情報を提供し、〈結論を急がず犯罪被害者等が決断するまで待つ〉ことをしていた。また、亡くなった被害者の遺族が「子供（被害者）が悪いのではないか。世間がそう言っている」と責めていることがあると、県警の専門員は〈支援者が被害者を信じることで犯罪被害者遺族が抱く被害者への不信感を払しょく〉するといった、被害者を信じることを貫いていた。そして、〈犯罪被害者等にとって最善の方法と一緒に考え人間関係を築く〉ようにしていた。一方、県警の専門員が行う直接支援は、〈犯罪被害者支援室が行う数少ない直接支援が付添い支援〉だった。

サポーターとの相互の関係形成の段階になると、【危機介入のため医療や司法へ個別に連絡・調整】を行っていた。県警の専門員は、〈犯罪被害者等の気持ちに寄り添い他機関との連絡調整をする支援室は刑事とは異なる役割〉を担い、警察官でも専門員と捜査員の役割を区別し対応していた。また、〈初期段階の支援は被害者支援ネットワークの医療、カウンセリング、司法関係機関と個別に連絡・調整〉を行い、専門員とフォーマルな機関の担当者と相互関係を図っていた。しかし、個々に連絡・調整をするため、〈個別への相談・報告は報告漏れや衝突のリスクを伴う〉こともあった。このように、事件直後の県警の専門員の支援は【模索する犯罪被害者等との関係形成】と犯罪被害者等がフォーマル・サポートを受けられるように【危機介入のため医療や司法へ個別に連絡・調整】を相互に行っていた。

事件から月日が経ちチームの形成段階に入ると、警察のサポートが退く中長期に向けて県警の専門員は【フォーマルを中心とした地域版の個別支援体制づくり】を行っていた。犯罪被害者等が暮らす地域では、

未だ犯罪被害者支援に理解のある専門職が少ない。そこで、県警の専門員は、犯罪被害者等の居住地で身近な専門職からフォーマル・サポートが受けられるよう公的機関の上層部に働きかける等し、〈警察の支援が退く中長期に支援が途切れないよう地域の専門職につなげ〉、〈コーディネーターとなって地域に個別の支援チームを構築〉していた。しかし、〈地域の専門職に支援をつなげる場合はプライバシーに配慮が必要〉で、地域の関係機関に支援を移行する際、全ての犯罪内容を伝えないこともあった。そこで、犯罪被害者等が公開したくない内容は伏せ、支援に必要な情報のみを伝えるようにしていた。しかし、チームで支援する場合、〈周囲の偏見から守るため犯罪被害者の所属先への操作した情報の提供が他職種との情報交換で齟齬が発生〉することもあり、情報を追加するために、別途、関係者に連絡をとっていた。また、県警の専門員は地域でネットワークをつくる際、「情報を一番持っている警察だからこそ家族のことも考えたコーディネーターができる」や「なるべくお金がかからないようなやり方」をしていた。そのため、〈経済的問題や情報量の少なさから民間団体が公的機関をコーディネートすることは困難〉と感じており、ネットワークのコーディネートを役割として意識していた。また、被害者支援連絡協議会のメンバーでないインフォーマルな団体は〈犯罪被害者支援ネットワークに入っていない民生委員等は連携先にならない〉と、プライバシーの配慮からネットワークから意図的に外していた。

さらにサポーター養成段階には、何かあった場合に地域で支援体制が整うよう【フォーマル・サポートの強化】を行っていた。「支援を引きつぐための社会資源がない」や「支援体制のつくりやすさには地域差がある」というように、県警の専門員と地域の機関との関係によってネットワークが左右されていた。そこで、〈支援体制の均てん化をめざしてフォーマル・サポートの強化で地域を巡回〉し、顔の見える連携が図れるよう動いていた。さらに、警察署レベルで開催する被害者支援地域ネットワーク会議を、形式的なものから〈実践に結びつくように支援検討の場にした

ネットワーク会議〉に内容を変更し、事件がおきた際にそれぞれの専門職が専門性を発揮し、地域でサポートができるように実際の支援事例を用いて研修を開催していた。

また、県内の各大学に働きかけ、県警下に大学生のボランティア団体をつくり、【大学生の活動支援】をしていた。〈純粋な学生の支援は犯罪被害者等を元気にすることから、大学生ボランティアに対する助言や遺族講演への参加案内、活動の場の提供等を行っていた。

(2) 民間被害者支援団体の支援員によるソーシャル・サポート

支援団体の支援員は『市民的な個別ケア』を行っていた。まず、相談を受ける犯罪被害者等との関係形成段階では、【市民感覚の寄り添い支援】をしていた。支援団体の支援員は、犯罪被害者等との面談において、犯罪被害者等の意思に対して〈否定も肯定もせず受け止め〉る姿勢をとり、犯罪被害者等のニーズを把握するため「なぜそう思うのか、ブロックをひとつひとつ分解していくようなイメージ」で〈言葉の背景にあるものを一つ一つ分析し個人を知る〉ことをしていた。そして、二次被害、三次被害を避けるため、犯罪被害者等の理解されにくい状況や背景等、支援団体の支援員が面談で評価したことを、支援に関わる人々に伝え、〈犯罪被害者等に寄り添い専門職との間を取り持ち〉、支援が円滑に行えるようにしていた。また、警察や検察の事情聴取等で傷ついたり腹を立てたりした犯罪被害者等には、〈犯罪被害者等が警察や検察等から受けた被害を一人で抱え込まないよう感情を預かる支援〉をしていた。犯罪被害者等が抱いたその時の感情は、消化しにくくモヤモヤとしたものがいつまでも残る。支援団体の支援員は、民間という特性をいかし「制服の威力やバッチの威力」とは異なる一般市民の視点で接していた。

サポーターとの相互の関係形成段階になると、支援団体の支援員は、〈ライブイベントで起こりうる犯罪被害者の症状を家族に情報提供〉したり、〈個人の状

態から一般的な支援について被害者の所属先に情報提供>したりと、【個別の評価と経験値から支援について情報提供】をしていた。また、支援者が複数になると、その支援者らに声掛けをし、<カンファレンスで情報共有と役割の明確化>を図っていた。支援者の立場によって犯罪被害者等の見方が異なれば、得られる情報も様々になる。そのため、支援団体の支援員が支援者らの間に入り、全体で情報共有し、支援内容を検討した上で役割分担をしていた。

一方、チームの形成段階では、【民間支援団体に問われた役割】の中で支援活動をしていた。一つは、<民間の支援団体が声掛けした会議は形式的で非実務的な会議>で、実務者間の連携を図るための企画が意図とは異なる結果になっていた。また、<犯罪被害者支援を担当する公的機関の支援員に必要とされない民間の支援団体>とも感じており、フォーマルな機関とは連携が図りにくくなっていた。その理由の一つとして、<支援実践の言語化が困難>とあるように、民間の支援団体の支援の内容や効果、利用の仕方が分かりにくいということが考えられる。さらに県警の専門員が<経済的問題や情報量の少なさから民間団体が公的機関をコーディネートすることは困難>としていたように、民間の支援団体が参画する実務的なネットワークには課題がある。

そして、サポーター養成段階で支援団体の支援員は、【フォーマル、インフォーマルな社会資源の開拓と育成】を行っていた。犯罪被害者等が地域社会で受け入れられるよう一般市民や行政、大学生を対象に講座を開き、<犯罪被害者支援について理解者を増やすために種をまく>ことをしていた。その結果、行政等の犯罪被害者支援の担当者との連携で犯罪被害者等の居住地で相談場所の確保ができ、支援がスムーズに行えたという事例があるように、<顔の見える関係づくりは犯罪被害者等の相談環境づくり>に発展していた。また、大学生ボランティアの犯罪被害者支援の基礎知識の習得にもつながっていた。しかし、種をまく作業は、<市民や大学生に芽生えた犯罪被害者支援に対する気持ちを育てきれない難しさ>があり、犯罪被害

者支援に関心を持った人たちが、支援に意欲を示した際、民間被害者支援団体から具体的な支援方法や活動場所が提案できないのである。種まきには、「被害者に携わることだけが被害者支援ではなく、日常に戻った犯罪被害者等が（一次）被害以上に傷つけられないよう、理解して支えてくれる人になってほしい」というメッセージが込められているが、その思いが参加者に伝わっているか不安を抱えながら行われていた。さらに、犯罪が潜在化しやすい年齢の中高校生等を対象とした啓もうは、<犯罪被害の早期発見・予防のため生徒に教育や情報提供がしたくてもできない行政との壁>があり、制度上の制限で思うような活動ができずジレンマを抱えていた。

(3) 大学生によるソーシャル・サポート

大学生のソーシャル・サポートは『犯罪被害者支援を地域に発信』するといった間接的支援が中心に行われていた。犯罪被害者等との関係形成の段階において、犯罪被害について報道で知る程度の大学生は、犯罪被害者等への理解もなく、犯罪被害者支援の知識もなかった。そのため、【支援目的があいまいで手探り状態の活動】だった。大学生がサポートに入るきっかけになったのは、<動機もなく誘われて始めた犯罪被害者支援活動>で、活動を始めたばかりの頃は、警察の依頼による資料作りや講演会の準備など<言われたことを時間に追われてした作業>で、<直接支援ではない啓発活動は支援をしている実感が持てずメンバーの意識もバラバラ>だった。その中、地域住民に開いた犯罪被害者支援講座は、<地域住民の心に響かない一般的な情報提供の講座>となり、犯罪被害者等に直接支援しない活動が「犯罪被害者支援なのか」という疑心を強めていた。

その後、サポーターとの相互の関係形成段階になると、大学生は【犯罪被害者等に思いを馳せた自主活動】へと変化していた。県警や民間被害者支援団体等との関りの中で、当事者の講演を聴いた大学生は「衝撃」を受け、<犯罪被害者支援の知識も理解もしていない大学生の立場では大それた支援は困難>だと考えるよ

うになった。そこで、大学生は講演会の内容や支援方法について、大学生同士で勉強会を開き、どのような支援活動ができるのかく大学生間のディスカッションが自主活動を深め>た。また、「自分たちは犯罪被害者を支えるための環境をつくっていくべき」、「地域の人に知ってもらうということが自分たちにできることだとわかった」というように、大学生の中で目的が明らかになった。その後、<準備する楽しさや成功させたいという思いがメンバーとの仲を深め>、講演会では地域住民に理解を広めるため犯罪被害について考える時間をつくるようにしたり、犯罪被害者等の思いを代弁するような内容にしたりと、<犯罪被害は他人事ではないことを伝える工夫>をしていた。また、公的機関から言われたままのことを支援活動として取り組むのではなく、大学生自ら犯罪被害者支援の課題を明らかにし、解決するために<大学生の自主性が尊重される支援活動を積み重ね>ていた。こうした活動が、<純粋な学生の支援は犯罪被害者等を元気にする>とあるように、大学生のサポートは<犯罪被害者遺族の気持ちを前向きにする大学生の支援活動>として、犯罪被害者等の情緒に働きかけてその傷を癒し、自ら問題解決に当たれるような状態に戻すような社会情緒的サポート（浦2001）をしていた。さらに、大学生は「大学生の団体というのが新しく注目されやすい」「大学生の活動はメディアを通して色々な世代に見てもらえて、そして考えてもらうきっかけになる」というように、大学生という立場を活かし、メディアも活用した<地域や社会の関心をひく大学生の支援活動>をしていた。

大学生のソーシャル・サポートは、犯罪被害者等との関係形成の段階から単独で提供することは難しく、【人とのつながりで倫理、知識、技術を深める】ことで可能となっていた。講演会やフォーラム等を通して<地域住民等との話し合いで犯罪被害者等の気持ちや支援のあり方について考えが深まり>、支援活動が<自己満足に陥らないよう犯罪被害者等の思いに寄り添う姿勢で支援に取り組む>ようになっていた。また、県警の専門員や支援団体の支援員等、<犯罪被害者支

援の支援員や教員の助言や協力で広がる活動や人脈>によって大学生のソーシャル・サポートは内容や範囲を拡げていた。

さらにサポーター養成段階に入ると、大学生の【インフォーマル・サポーターづくり】に対する意識が強まり、「地域の人に身近に感じてほしい」、「一緒に支援したいという人が増えたら」、「支援は機関の人がやると思っていたけど子供たちに小さなこと（支援）でも見つけてほしい」といったように、<専門職以外も支援者になることを前提に地域住民の共助力を高める>ことを意識したサポーターづくりをしていた。また、卒業して世代交代しても犯罪被害者等や地域のニーズに対する支援が継続できるよう、<犯罪被害者等の思いを理解しようとする後輩の育成>にも取り組んでいた。

V. 結論

本研究は、犯罪被害者等が地域社会で人権に配慮された生活が送れるよう犯罪被害者支援がどうあるべきか、という問いから、県警の専門員、支援団体の支援員、大学生にインタビュー調査し、ソーシャル・サポート・ネットワークの概念を用いてネットワークの構造やプロセスを見出した。その関係を示したのが図1である。そこで、2つのことが明らかになった。

事件直後から中期にかけて、県警の専門員がフォーマル・サポートのネットワークとなり連絡・調整していた。また、行政や機関で犯罪被害者支援の理解が希薄な際、県警の専門員は知識を提供しながらネットワークをつくっていた。しかし、警察の支援が退く長期に入っても県警の専門員が地域をコーディネートし、地域の支援関係機関の担当者たちの中でネットワークが定まらない状況だった。県警の専門員が退くとネットワークが不在となり、犯罪被害者等のニーズに対応できず新たな被害をうむことになる。今後の課題として、県警の専門員等の危機介入が収束するまでに、犯罪被害者等の居住地域にソーシャル・サポート・ネットワークを構築するネットワークとして、地域の機関で窓口となり対応することができる専

犯罪被害者等との関係形成段階

サポートーナーとの相互の関係形成段階

チームの形成段階

サポートーナー一集成段階

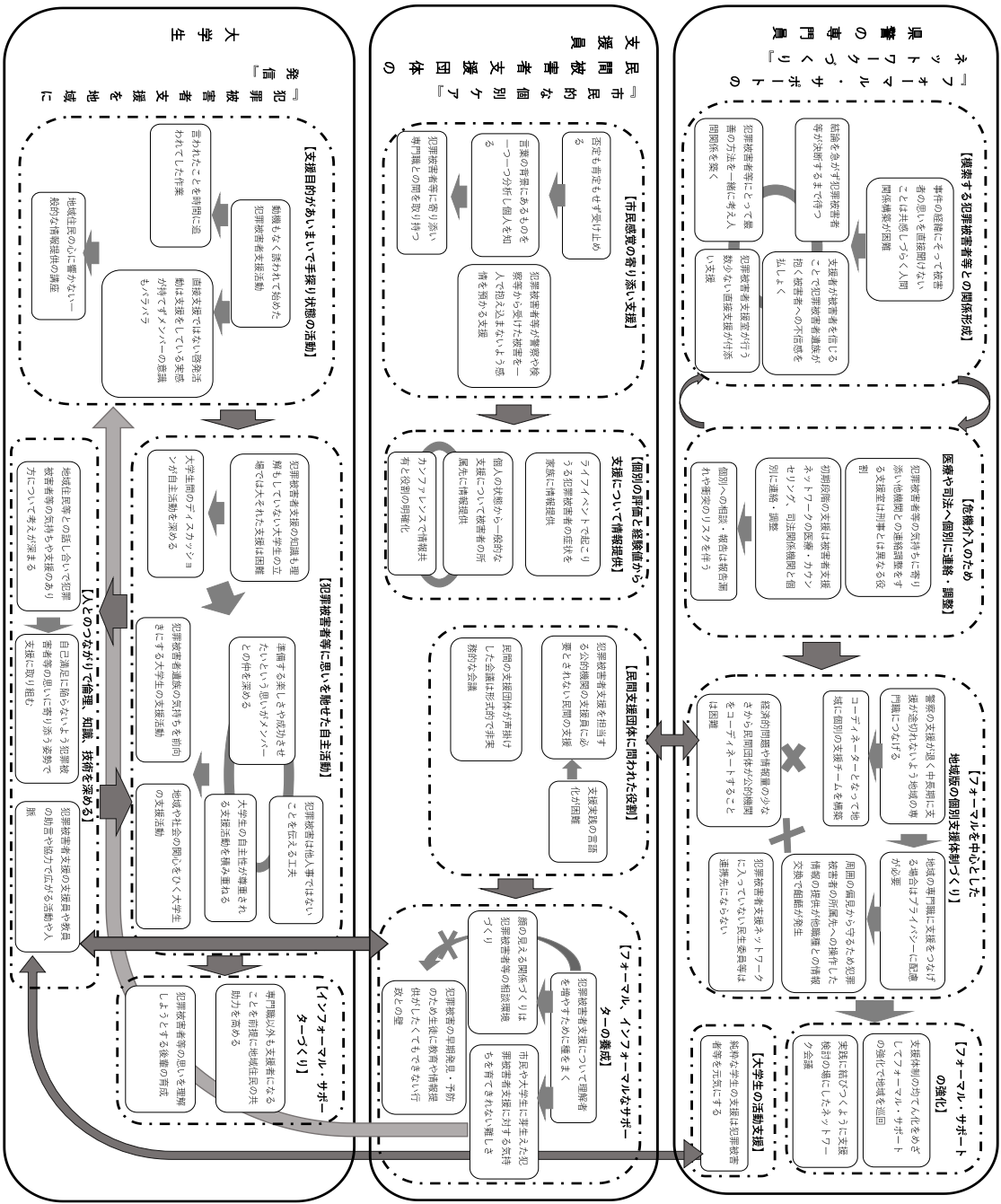


図 1 犯罪被害者支援に関する警察・民間被害者支援団体・大学生の関係図

ない。また、所轄の警察署も同様のことがいえる。山手(1996)がソーシャル・サポート・ネットワークのネットワーカーについて、フォーマルな援助者のネットワーク、インフォーマルな援助者のネットワ

門職を確立することが必要である。しかし、市町村の総合的対応窓口は、事務職員が対応していることが多く、必ずしも心理的・社会的サポートや連携といった相談援助技術が行える職員が配置されているとは限ら

キング、さらに各ネットワークを必要に応じて連結するネットワーキングなどを行うことができるネットワークワーカが重要だと述べているように、地域に配置するネットワークワーカには、犯罪被害者支援に理解があり地域の事情をよく知る相談援助が可能なソーシャルワーカや保健師といった専門職が必要だと考える。

2点目は、県警の専門員のネットワークづくりには、身体的・精神的苦痛に対する直接的なケアが主になることや、プライバシーの観点からフォーマル・サポートが中心でインフォーマル・サポートが入りにくいことである。インフォーマルが介入することで、犯罪被害者等が2次被害、3次被害にあう可能性もある。しかし、犯罪被害者等が地域から孤立せず早期に社会生活を回復するためには、地域住民や所属先の関係者といったインフォーマルからのソーシャル・サポートも重要だと考える。一方、大学生のようにインフォーマルな人々にとっては、犯罪被害者等にどのように接していいかわからない、具体的に何ができるのかわからないといった不安があり、インフォーマルが独自にソーシャル・サポートを提供するには限界がある。そこで、インフォーマルに対してフォーマルな機関が、犯罪被害者等の当事者理解や支援に関する知識、言葉かけ等の具体的な接し方といった助言や協力等のフォーマル・サポートを提供しながら、フォーマルな機関がインフォーマルの役割を理解しそれぞれが連携するネットワークづくりが求められる。

以上、ソーシャル・サポート・ネットワークの観点から中長期にかけての犯罪被害者支援のあり方について述べてきた。しかし、本研究では調査期間に同意が得られた協力者を対象に分析したため、結果が限定的となっている。今後、地方公共団体等の相談機関も含め支援経験者にインタビュー調査を積み重ね、中長期におけるソーシャル・サポート・ネットワークのネットワークワーカにはどのような専門職が担い、どのような機能・役割が求められるのか検討する必要がある。また、民間支援団体の課題に挙げた相談支援の言語化については、支援実践のデータを蓄積し可視化することで機能や役割が明確になり、他職種との連携を促進

するだけでなく、フォーマル、インフォーマルのサポーター養成に活かすことができると考える。

《注》

- 1) 当大学の犯罪被害者支援研究室は、犯罪被害者支援に関心のある社会福祉学科の学生が自主的に集まり主体的に活動する自主組織である。活動はソーシャルワークの方法論をもとに講演会等の啓発活動を中心に行っている（永見2019）。
- 2) A県では他大学の学生もボランティアとして県警の下で犯罪被害者支援に取り組んでいるが、本調査で当大学に限定したのは、学生が自主的に組織した団体であり、学生自身が犯罪被害者支援について課題を明らかにし解決にむけて外部組織と連携しながら実践しているからである。

《引用文献》

- ・今井好子（2001）「<再考>心の傷を癒すとは何かー交通事故被害者・遺族の立場からー」『京都学園法学』1, 101-113.
- ・浦光博（2001）「セクション社会心理学-8 支えあう人と人ーソーシャル・サポートの社会心理学サイエンス社.
- ・大岡由佳, 辻丸秀策, 大西良, ポドリヤク・ナタリア, 藤島法仁, 末崎政晃, 津田史彦, 福山裕夫（2007）「犯罪被害者等の現状とその支援」『久留米大学文学部紀要社会福祉学科編第7号』43-56.
- ・大岡由佳（2016）「犯罪被害者等の実態から見えてくる暮らしの支援の必要性 511名の犯罪被害者等のWEB調査実態調査結果から」『厚生指標』63（11）, 厚生労働統計協会, 23-31.
- ・太田裕之（2010）「犯罪被害者等施策の進展と今後の課題について」『トラウマティック・ストレス』8（2）, 13-20.
- ・片岡彩季（2019）「交通事故被害者遺族の生活をサポートするネットワークの在り方に関する一考察ー母親へのインタビュー調査よりー」『生活科学研究 美作大学生生活科学部』49.

- ・小松源助（1986）「社会福祉実践における社会的支援ネットワーク・アプローチの展開」『社会福祉の現代的展開－高度成長期から低成長期へ－』日本社会事業大学編，勁草書房，223-239.
- ・警察庁（2017）「平成29年版犯罪被害者白書」（http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/whitepaper/w-2017/pdf/zenbun/pdf/hkiso4_11.pdf，）2017. 12. 24
- ・椎橋隆幸（2017）「被害者学・被害者支援の現状と課題」『被害者学研究』27，3-16.
- ・永見芳子（2012）「孤立するターミナル期要支援者へのソーシャル・サポート・ネットワークに関する研究」『医療社会福祉研究』20，日本医療社会福祉学会，61-76.
- ・永見芳子（2019）「社会福祉を学ぶ学生による犯罪被害者支援に関する実践研究」『美作大学・美作大学短期大学部 地域生活科学研究所所報』15，10-16.
- ・成富正信（1986）「ソーシャル・サポート・ネットワーク論序説」『社会科学討究』92，63-95.
- ・松岡克尚（1998）「社会福祉実践における「ネットワーク」に関する一考察－概念の整理と共通性の抽出－」『社会福祉実践理論研究』7，13-22.
- ・松岡克尚（2001）「ソーシャルワークにおけるネットワーク概念の整理と課題」『社会学研究科紀要』1，39-57.
- ・J. Lipnack & J. Stamps（1982）「Networking-The First Report and Directory, Doubleday」正村公宏監修・社会開発統計研究所訳（1984）『ネットワークングーヨコ型情報社会への潮流』プレジデント社.
- ・小松源助（1986）「社会福祉実践における社会的支援ネットワーク・アプローチの展開」『社会福祉の現代的展開－高度成長期から低成長期へ－』日本社会事業大学編，勁草書房，223-239.

